

「困ったなあ」

「答ええます」

佐々木知子の
法律相談



佐々木知子
ささき ともこ
弁護士
帝京大学法学部教授

家業の後継者を実子にすると 養子の長男をどうすれば…

誠に勝手なご相談で、恥ずかしい限りなのですが。
私は、亡父が始めた工務店を継ぎ、今年無事に還暦を迎えました。店はおかげさまでそれなりに回っていますが、頭が痛いのが後継者のことです。
息子が2人います。上は23歳で下はまだ10歳。30歳の時に親の勧めで、当時22歳の妻と結婚しましたが、子供ができませんでした。3年経って病院にも行きましたが駄目で、10年目にはきれいに諦め、遠い親類の家から、当時3歳の長男を養子にもらい受けました。一人っ子なので夫婦で大事に育てていたのですが、妻が42歳の時にまさかの

妊娠をし、次男が生まれました。実子が生まれてみると、孫のような年齢でもあり、もうかわいくて仕方がない。長男も複雑だっただろうと思います。本来なら、家業を継ぐべく大学は工学部に進ませたのですが、本人は文系に行きたいと言うし、私たちが無理には勧めませんでした。今は通信系の会社で働いていて、後継者は次男にせざるを

えないのですが、まだ10歳なので、この先20年、私は元気で働かないといけません。しかし長男をどうしたらよいものか、妻とも思いを巡らせています。
離婚ならぬ離縁をすればよいのでしょうか、こちらの都合なので、それも薄情ではあるし、かといえこのまま居てもらっても、本人も辛いと思います。

A 互いに話し合いで協議離縁できますが、 慎重の上に慎重に、誠意を尽くして、円満な解決を

ため息が出るようなお話ですね。いわば運命のいたずらで、皆の運命が変転してしまっただけに長男さんはとても気の毒に感じます。
まさかの妊娠出産がなければ、後継者は一人なので、本人も自覚して工学部に進んだらうし、ご相談者も必死でそう仕向けたことでしょう。そうでなかったということ自体、すでに実子に継がせたいと思っておられたのでしょうか。
人にはそれぞれ向き不向きがあって、兄が家業を継がず弟あるいは娘婿が継ぐのは普通にあるし、家族の誰もが向いてなければ、役員など他人に売却するといったケースも多いので、後継者問題が直ちに離縁に結び付くということにはならないのだろうと思います。ただそれを契機に、親子の関係でいるのが互いに辛い、意味がないということであれば離縁せざるをえないのでしょうか。
養子といっても、特別養子ではないのですよね？ 特別養子の離縁は、養親の虐待などを理

由に子側から家裁へ請求する場合しか認められていません。対して、普通の養子縁組であれば、長男さんは15歳以上なので、互いに話し合いで協議離縁をすることができ（民法811条）。

相手がこれに応じない場合、裁判にまで離縁できるかといえ、できません。裁判離縁は、どちらかの「悪意の遺棄」「3年以上の生死不明」「その他縁組を継続し難い重大な事由があるとき」のいずれかに限られているのです（同814条）。
離縁すれば子は元の氏に戻るので、いっそ結婚時に協議離縁

もして、妻の氏にする方が勤め人としては穏便かもしれません。遠い親類とのことですが、実父母との関係はどうなっていますか？ 実の兄弟との付き合いはありますか？ いずれにせよ酷い話なので、慎重の上にも慎重になさってください。間に立つてくれる誠実な方はおられますか？ もちろん相応の金銭は渡さなければいけません。相続になれば長男さんには8分の1の遺留分があるので、それを目安にされるのもよいと思います。誠意を尽くして、円満な解決に至れるよう祈っています。

